政の運営等の状況

人事行政の公平性・透明性の確保を目的に制定した「坂城町人事行政の運営等の状況に関す る条例」に基づき、職員数や給与、勤務条件などの状況を公表します。

(3) 職員の平均給料・平均給与月額及び平均年齢

(R7年4月1日現在)

ব	一般 行政職		技 能	労 務	職	
区分	平均給料 月 額	平均給与	平均 年齢	平均給料 月 額	平均給与	平均 年齢
国	332,237円	414,480円	41.9歳	_	_	_
町	319,808円	389,044円	42.3歳	_		_

- ※一般行政職とは、税務職員・保健師・企業職員(下水道)・技能労務職など を除いた職員をいいます。
- ※平均給与月額とは、給料月額に扶養手当、住居手当、時間外勤務手当など の諸手当を合計したものです

(4) 職員の初任給の状況 (R7年4月1日現在)

区	分	围	坂城町	
	大学卒	220,000円	224,800円	
一般行政職	高校卒	188,000円	192,100円	

[※]初任給は、試験採用時によるものです。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料額の状況

(R7年4月1日現在)

		経	験 年	数
区	分	7年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満
一般行政職	大学卒	266,200円	290,800円	323,400円
一万又1 」 正义相联	高校卒	_	_	_

[※]経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合は、採 用後の年数をいいます。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (R7年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
標準的な 職務内容	主事補 技師補	主事 係長主任		課長 主幹 技幹	副参事	参事	計	
職員数 (人)	8	25	24	33	3	0	93	
構成比 (%)	8.6	26.9	25.8	35.5	3.2	0.0	100.0	

^{※「}坂城町一般職の職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による 職員数です。

(7) 昇給期間短縮の状況(令和6年度)

区 分		代表的な職種						
職員数 137人(A)	合 計	一般行政職 91人	技能労務職 0人					
普通昇給期間(12月) を短縮して昇給した 職員数 (B)	0人	0人						
比 率 (B/A)	0 %	0 %	_					

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況 (R6.4.2~R7.4.1)

単位:人

職種	R6.4.1 現在	退職者数	採用者数	R7.4.1 現在
一般事務職	100	8	5	97
技 術 職	4	0	1	5
保 健 師	7	2	1	6
保 育 士	26	2	0	24
技能労務職	0	0	0	0
合 計	137	1 2	7	132

(2) 部門別職員数の状況と増減(分類は定員管理調査による)

単位・人

					単位・八
部	門	職員	数	+共2年米4	増減理由
미	ΙJ	6年度	7年度	増減数	増 減 理 由
議会	事務局	2	2	_	
総	務	24	24	_	
税	務	10	9	△1	事業見直し等による減
民	生	37	35	△2	事業見直し等による減
衛	生	13	12	△1	事業見直し等による減
労	働	1	1	_	
農材	* 水 産	10	10	_	
商	エ	6	5	△1	事業見直し等による減
土	木	10	11	+1	事業見直し等による増
教	育	16	15	△1	事業見直し等による減
下	水 道	3	3	_	
国民的	建康保険	3	3	_	
介語	護保険	2	2	_	
合	計	137	132	_	

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(令和7年度普通会計決算額)

,	-			
住民基本台帳人口 (R7.3.31 現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
13,778人	8,154,661 千円	29,289 千円	1,308,153 千円	16.04%

[※]人件費とは、特別職の給料や報酬、職員の給料・手当・共済費などです。 ※特別職とは、町長・副町長・町議会議員・農業委員会委員・教育委員会委員・ 監査委員・選挙管理委員会委員・消防団員及び各種審議会委員などをいい ます。

(2) 職員給与費の状況(令和7年度一般会計当初予算)

	職員数			1人当たり の給与費			
	(A)	給	料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	の和子貝 (B/A)
	136人	480,375		104,750	195,405	780,530	5,739千円

[※]職員手当とは、扶養手当・管理職手当・時間外勤務手当・宿日直手当・通 勤手当などで、退職手当は含まれていません。

[※]標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(令和6年度)

開始時刻	終了時刻	休憩時間		
午前8時30分	午後5時15分	午後0時~午後1時		

(2) 有給休暇の状況(令和6年)

制 度	の	概	要	平均取得日数
1年につき20日付与 ※付与された翌年に関	引り繰	越可	能(最大40日)	9.2日

(3) **育児休業の状況**(令和6年度)

取得者数		取	得	期	間	
拟待有数	3か月以内	3~6	が月	6~12	か月	1~3年
14人	_	-	_	4,	\	10人

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況 (令和6年度)

分	限り	见 分	者		懲戒	処	分 者	
免職	休職	降任	計	免職	停職	減給	戒告	計
_	1人	_	1人	_	_	_	_	_

[※]分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行わ れる処分で、公務能率の維持を目的として行われます。

5. 職員の服務の状況

(1) 営利企業従事制限にかかる許可の状況(令和6年度)

申請件数	許可件数	内	容
5件	5件	統計調査員・	社会貢献活動等

6. 職員の研修の状況 (令和6年度)

研修区分	講座数	受講者数 (人)	内 容
階層別研修	7	38	新入職員研修、中堅職員研修など
専 門 研 修	11	20	会計・税など行政事務研修
テーマ別研修	12	347	人事評価、情報セキュリティなど
その他	3	22	講演会聴講など
計	33	427	

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の定期健康診断の状況(令和6年度)

健 康 診 断	の	種	類	受診者数
定期健康診断(健康ス	クリ	J — <u>-</u>	ニング)	75人
人間ドッ	57人			

(2) 職員互助会の設置

地方公務員法に基づく職員の保健、元気回復その他厚生に関 する事項を実施するため、坂城町職員互助会を設置し各種事業 を行っています。

(3) 公務災害補償の認定状況 (令和6年度)

()		7C II III IX-7		17177	, (15	17 0
	区	分	認	定	件	数
	公務災害			_	_	
	诵勤災害			_		

8. 勤務条件に関する措置の要求の状況 (令和6年度) 要求件数 なし

9. 不利益処分に関する不服申し立ての状況 (令和6年度) 申し立て件数 なし

(8) 職員手当の状況

○期末及び勤勉手当(令和6年度)

国				坂 均	或 町
	期末手当	勤	勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分	1.025月分		1.225月分	1.025月分
12月期	1.275月分	1.075月分		1.275月分	1.075月分
計	2.500月分	2.1	00月分	2.500月分	2.100月分
職制上の段階、職務の 級等による加算措置			有	国に	同じ

○退職手当(R7年4月1日現在)

	国	坂 均	或 町			
支給率	自己都合	勧兆	段•定年	自己都合	勧奨•定年	
勤続20年	19.6695月分	24.58	6875月分	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27	7075月分	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.7	709月分	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.7	709月分	47.709月分	47.709月分	
退職時特別昇給			無			

	区 分	全 職 種
	職員全体に占める 手当支給職員の割合	18.2%
特殊勤務 1年 当	支給対象職員1人 当たりの平均支給年額	4,148円
(6年度)	手当の種類 (手当数)	6種
		徴収手当
	代表的な手当の名称	廃棄物、汚物等処理手当
		用地交渉手当

時間外勤務手当	支 給 総 額	42,119千円
(6年度)	職員1人当たり支給年額	307千円

[※]選挙 投票・開票事務の手当も含まれています。

区 分 (6年度)	国の制度	国の制度との同異	国の制度と 異なる内容
扶養手当	扶養親族のある職員に 支給されます	同じ	_
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額以上を超える家賃を支払っている職員、及び自己が所有する家に居住する職員に支給されます	一部異	町外に合け 12,000 居住 月 12,000 家 て 、
通勤手当	通勤のために交通機関 等を利用して、その運 賃等を負担することを 常例とする職員に支給 されます	異	長野県と同額

(9) 特別職の報酬等の状況 (R6年4月1日現在)

	☑ 分		月 額
	町	長	810,000円
給 料	副町	長	670,000円
	教育	長	602,000円

[※]懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処 分で、公務における規律と秩序を維持することを目的として行われます。